

京都市における 歴史的建造物を指定・登録する制度比較表

京都の歴史的な建造物を守るため、京都市において、様々な指定・登録制度を設けています。この表では、個々の建物の指定・登録制度について、御紹介します。各制度の詳細については、「制度に関する問合せ先」の部署へお問い合わせください。

制 度	京都市 指定文化財	京都市 登録文化財	京都を彩る建物や庭園		景観重要建造物	歴史的風致 形成建造物	歴史的意匠 建造物	界わい景観 建造物	重要京町家 (個別指定)	参考 国登録文化財	
			選定	認定							
根拠法等	京都市文化財保護 条例	京都市文化財保護 条例	京都市民が残したいと思う“京都を彩る 建物や庭園”制度実施要綱		景観法, 京都市市街地景観 整備条例	歴史まちづくり法 〔正式名〕 地域における歴史的風致の 維持及び向上に関する法律	京都市市街地景観 整備条例	京都市市街地景観 整備条例	京都市京町家の保全及 び継承に関する条例	文化財保護法	
指定・登録の 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠的に優秀なもの ・技術的に優秀なもの ・歴史的価値の高いもの ・学術的価値の高いもの ・流派的又は地域的 特色が顕著なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市指定有形文 化財に準じる価値 のあるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね50年以 上を経過した建物 や庭園のうち、市 民が京都の財産と して残したいと思 う、京都の歴史や 文化を象徴するも の 	<ul style="list-style-type: none"> 「選定」されたもの のうち、審査会にお いて特に価値が高い と評価されたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然、歴 史、文化などから みて、建造物の外 観が景観上の特徴 を有し、景観計画 区域内の良好な景 観の形成に重要な ものであること ・道路その他の公共 の場所から容易に 望見されるもので あること 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点区域内の歴史 的な建造物であっ て、地域の歴史的 風致を形成してい り、歴史的風致の 維持及び向上のた めに保全を図る必 要があると認めら れるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な意匠を有 し、かつ、地域に おける市街地景観 の整備を図るうえ で重要な要素とな っていると認めら れる建築物又は 工作物 	<ul style="list-style-type: none"> ・界わい景観整備地 区内において町並 みの景観を特色付 けている建築物又 は工作物 	<ul style="list-style-type: none"> ・京町家のうち、趣のあ る町並み又は個性豊 かで洗練された生活文化 の保全及び継承を図 るうえで特に重要なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・築後50年を経過した 建造物のうち ・国土の歴史的景観に 寄与しているもの ・造形の規範となっ ているもの ・再現することが容易 でないもの 	
1年間に指定・ 登録する件数	数件程度		30～50件程度	10～20件程度	数件程度	数件程度	新規の指定は 行っていません。	地区指定と同時に 行っています。	件数は年度による。	数件程度	
現状変更等に 係る制限	許可制 ※ 除却や外観の変更は 原則不可。	届出制 ※ 制限の運用は、京都市 指定文化財に準ずる。	届出制 (所有者の変更や、取り壊した場合)		許可制 ※ 除却や外観の変更は 原則不可。	届出制 (増築や改築、移転又は 除却を行う場合)	許可制 ※ 除却や外観の変更は 原則不可。	届出制 (除却を行う場合)	取り壊しの 1年前までに届出	届出制 (内装の変更など一部 を除く)	
修理等に対する 補助金等	事業費の2分の1以内 限度額 1,000万円	事業費の3分の1以内 限度額 500万円	事業費の3分の1以内 限度額 ・公開物件 100万円 (80万円) ※ () 内は一定規模 以上の企業の場合	事業費の3分の1以内 限度額 ・非公開物件 200万円 (160万円) ・公開物件 300万円 (240万円) ※ () 内は一定規模 以上の企業の場合	事業費 (外観様式 の修理・修景・復 原にかかる工事費 を査定した金額) の3分の2以内 限度額 1,000万円	事業費 (外観様式の修 理・修景・復原にか かる工事費を査定した金 額) の2分の1以内 限度額 300万円	事業費 (外観様式 の修理・修景・復 原にかかる工事費 を査定した金額) の2分の1以内 限度額 400万円	事業費 (外観様式 の修理・修景・復 原にかかる工事費 を査定した金額) の3分の2以内 限度額 600万円	①改修補助金 事業費 (外部改修工事, 内部改修工事, 設備改修 工事) の2分の1 以内 限度額 250万円 (うち、内部改修 工事及び設備改修工事はそ れぞれ上限60万円) ②維持修繕補助金 事業費の2分の1 以内 限度額 20万円	設計監理費に対するの 補助あり (2分の1)	
制度ごとに補助対象箇所や公開などの条件、補助後の一定期間の維持保全義務があります。											
税 の 減 免	固定資産税 都市計画税	利用状況により, 家屋及び一体の土地 が課税免除	減免措置なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	家屋について 2分の1の減免
	相続税	家屋及び一体の土地の 評価額を一部減額	家屋及び一体の土地の 評価額を一部減額	なし	家屋及び一体の土地の 評価額の30%を控除	家屋及び一体の土地の 評価額の30%を控除	なし	なし	なし	なし	家屋及び一体の土地の 評価額の30%を控除
その他	指定書の授与あり	登録証書の授与あり	選定証・認定銘板の授与あり		銘板の授与あり	銘板の授与あり	銘板の授与あり		銘板の授与あり	登録証・銘板の授与あり	
制度に関する 問合せ先	京都市文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課 TEL075-222-3130				京都市都市計画局 都市景観部 景観政策課 TEL075-222-3397			京都市都市計画局 まち再生・創造推進室 TEL075-222-3503	京都市文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課 TEL075-222-3130		

※ この表に掲載しているもののほかに、国宝・重要文化財、京都府指定・登録文化財等の文化財や、伝統的建造物群保存地区といった周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群もあります。